

個人情報ファイル簿

令和5年10月1日作成（ ☐ 開始 ・ ☒ 変更）

個人情報ファイルの名称	国民健康保険税システム	
行政機関等の名称	埼玉県和光市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部 保険年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険税の賦課及び管理を行うため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日・年齢、4 性別、5 国籍・本籍、6 続柄、7 個人番号、8 電話番号、9 勤務先、10 収入の内容、11 課税状況、12 銀行口座、13 身体障害の有無・部位・程度、14 精神障害の有無・程度、15 家族構成、16 扶養関係、17 同居別居の別、18 公的扶助（生活保護等）受給の有無、19 年金・健康保険等加入・受給状況	
記録範囲	国民健康保険被保険者	
記録情報の収集方法	本人申告・住民基本台帳システム・官公署	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	官公署等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部総務課 （所在地）和光市広沢1－5	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報である旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考	※1_令和5年4月1日開始 ※2_令和5年10月1日の組織改正に伴い「個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称」及び「開示請求等を受理する組織の名称」を変更。	